

川崎市一般廃棄物収集運搬事業者燃料費支援金交付要綱

令和5年1月11日市長決裁

4川環廃第1094号

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症禍において、原油価格の影響を受けながら市民生活を支えるために業務を継続している一般廃棄物収集運搬事業者に対し、燃料費の支援を行うことを目的とする。

2 支援金の交付については、「川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号。以下、「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において「許可業者」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定に基づき、本市の許可を有する一般廃棄物の収集運搬業を営む者をいう。

(交付対象)

第3条 交付の対象は、令和4年12月1日時点で本市の許可を有しており、今後も本市において事業を営む意思がある許可業者が保有または使用する次の一般廃棄物の収集運搬車とする。

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を取得するにあたり登録している車両（以下、「許可車両」という。）。

(2) 許可車両の外に、令和4年12月1日時点で一般廃棄物の運搬に使用している車両であって、令和4年4月1日から令和4年11月30日までの期間において本市処理センターに搬入した実績を有している車両。

2 許可業者が一般廃棄物の収集運搬以外の営業活動のために保有している車両、緊急時対策で使用した車両、及び産業廃棄物の収集運搬のために保有している車両は対象外とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、第3条に規定する車両の台数に3万7千円を乗じて得た額とする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする許可業者は、川崎市一般廃棄物収集運搬事業者燃料費支援金交付申請書（第1号様式）（以下、「申請書」という。）を市長に、郵送または持参により提出しなければならない。

2 申請書の提出先は、環境局生活環境部廃棄物指導課（川崎市役所第3庁舎16階）とする。

3 その他、市長が認める特段の事情を有する場合に限り、前項以外の方法により申請を受け付ける。

4 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 本市の一般廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (2) 役員等氏名一覧表（第2号様式）
- (3) 一般廃棄物収集運搬車両一覧表（第3号様式）
- (4) 交付対象車両の自動車検査証（写し）
- (5) 第3条（2）に該当する車両の場合、許可車両以外の車両が本市処理センターに搬入した実績を証する書類等
- (6) 振込先口座が確認できる資料（預金通帳の写しなど、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの）
- (7) 誓約書兼同意書（第4号様式）
- (8) その他市長が必要と認める書類

5 申請の期間は、令和5年2月1日から令和5年2月28日までとする。

- (1) 郵送の場合においては、消印の日付をもって申請が行われたものとみなす。
- (2) 持参の場合においては、平日の午前9時から午前12時、午後1時から午後5時までとし、土曜日、日曜日、及び祝日は受け付けない。

（交付決定及び額の確定通知書）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付又は不交付の決定を行うものとする。

2 市長は、交付又は不交付の決定をした後は、交付の場合は川崎市一般廃棄物収集運搬事業者燃料費支援金交付決定及び額の確定通知書（第5号様式）により、不交付の場合は川崎市一般廃棄物収集運搬事業者燃料費支援金不交付決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第7条 市長は、第6条の規定により交付の決定及び額の確定を申請者に通知した後、申請時に指定された振込先に支援金の交付を行うものとする。

（申請の取下等）

第8条 第6条による通知を受領した場合において、当該通知に係る交付決定の内容、又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとする場合は、速やかに市長にその旨を届け出なければならないものとする。

（不当利得等の返還）

第9条 市長は、支援金の交付決定を受けた許可業者が次の各号に該当する場合、交付決定を取り消すとともに、すでに支援金の交付を受けていた場合、その返還を命じるものとする。

- (1) 支援金の交付決定を受けた後に第3条第1項に規定する交付対象の要件に該当しなくなった場合
- (2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けていた場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (4) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴対法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 法人格を持たない許可業者にあっては、代表者が暴対法第2条第6号に規定する暴

力団員に該当する者があるもの

(6) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるものに本支援金を譲渡したとき

(7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき

（報告の徴収）

第10条 市長は、支援金に係る事業の実施状況について報告を求めることができるものとする。

（支援金の経理等）

第11条 支援金の交付を受けた者は、支援金に係る経理について帳簿を備え、その用途を明らかにしておかなくてはならない。

2 前項の帳簿及び用途に関する証拠書類は、支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存しておくものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、川崎市一般廃棄物収集運搬事業者燃料費支援金の交付に関し必要な事項は、環境局長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年1月11日から施行する。